83．冤罪

袴田事件の再審の最終結審が 5 月 22 日に予定され、夏頃には判決が出ると報道されている。袴田巌さんは 1936 年 3 月生まれというから、再審判決が出るときは 88 歳。無罪判決を心から願う。

1966 年 8 月に逮捕されてから実に 58 年、2014 年に再審開始決定に伴う死刑と拘置の執行停止まででも 48 年で、「世界で最も長く収監されている死刑囚」ともいわれる。

	逮捕から無罪確定まで（拘束期間）	その内、死刑確定から再審確定まで
免田事件	34年	28年
財田川事件	34年	25年
松山事件	29年	24年
島田事件	35年	27年
袴田事件	(58年)(48年＊)	38年

＊再審決定時拘置停止

表に戦後の4大死刑冤罪事件といわれる免田事件・財田川事件・松山事件・島田事件と袴田事件（未確定）の逮捕から無罪確定までと、死刑確定から再審確定までの期間（年）を示す。前者は各事件とも途方もない長期間を示しているが、その中でも袴田事件は群を抜いての長期間である。後者の死刑確定から再審開始までの期間も 24～28年、袴田事件に至っては38年と長く、判決確定から再審を勝ち取るまでが如何に大変なことかがわかる。

4大事件のうち免田事件は無罪判決後、検察庁はずさんな捜査が行われたことを認めている。当時の検察官の対応を厳しく批判し、「被告人の犯行が疑わしいような証拠が出た場合には、いっそう精緻な捜査を遂げて真相を解明し、けっして無辜（むこ）の者を罰することが起こらないように、公正な態度で事に当たるべきである」と述べた。 しかし、検察が被告に謝罪したというような形跡は見当たらない。

また、「昭和の巌窟王」といわれた吉田石松事件は再審史上初の冤罪が拭われた事件だが、実に第 5 次請求で再審開始となり、1963 年に無罪確定した。そのときの裁判長は判決理由で、「当裁判所は、被告人、否、ここでは被告人というに忍びず、吉田翁と呼ぼう。吾々の先輩が翁に対して冒した過誤を、ひたすら陳謝すると共に、実に半世紀の久しきに亘り、よくあらゆる迫害に堪え、自己の無実を叫び続けてきたその崇高なる態度、その不撓不屈の正に驚嘆すべき精神力、生命力に対して、深甚なる敬意を表しつつ、翁の余生に幸多からんことを祈念する次第である。よって、主文の通り判決する」と判決文を読み上げ、3 人の裁判官は吉田に頭を下げたという。

袴田事件の再審判決の際、裁判所と検察はどの様な言葉を袴田さんと国民に発するのだろうか。

以下に参考として裁判の経過を記す。（2018 年までは「袴田事件弁護団」の HP より。年齢は追加）

1966 年（昭和 41 年 30 歳）6 月 30 日**事件発生**

8 月18日：袴田巌さん**逮捕**

9 月 9 日：静岡地検が起訴（住居侵入・強盗殺人・放火罪で）

12 月 10 日：第 1 回公判（犯行を否認）

1967 年（昭和 42 年 31 歳）8 月 31 日：五点の衣類が発見される

1968 年（昭和 43 年 32 歳）9 月 11 日：静岡地裁が**死刑判決**。東京高裁に控訴

1969 年（昭和 44 年 33 歳）5 月 29 日：東京高裁で第二審開始

1975 年（昭和 50 年 39 歳）11 月 20 日：鉄紺色ズボンの装着実験、はけないことが判明

1976 年（昭和 51 年 40 歳）5 月 18 日：東京高裁、控訴棄却

5 月 19 日：最高裁に上告、 11 月 19 日：最高裁、上告棄却、 12 月 12 日：**死刑判決確定**

1981 年（昭和 56 年 45 歳）4 月 20 日：静岡地裁に**再審請求**

11 月 13 日：日弁連、袴田事件委員会設置

1994年(平成6年 58歳) 8月8日:静岡地裁、再審請求**棄却**

8月12日:東京高裁に即時抗告

2000年(平成12年 64歳) 7月13日:五点の衣類をDNA鑑定結果、鑑定不能

2004年(平成16年 68歳) 8月26日:東京高裁、即時抗告**棄却**

9月1日:最高裁に特別抗告

2007年(平成19年 71歳) 2月:1審静岡地裁主任判事熊本典道が無罪を確信していたことを公表

2008年(平成20年 72歳) 3月24日:**最高裁、特別抗告棄却**

4月25日:静岡地裁に**第2次再審請求**

2010年(平成22年 74歳) 4月20日:超党派の袴田巌死刑囚救援議員連盟設立

9月13日:検察、書証28点を開示

2011年(平成23年 75歳) 8月23日:五点の衣類のDNA再鑑定を決定

12月20日:DNA鑑定結果(五点の衣類の血痕、被害者のと不一致)

2012年(平成24年 76歳) 2月3日:袴田巌さんのDNA鑑定を決定

4月13日:本田鑑定、山田鑑定(結果はともに巌さんの型と不一致)

2014年(平成26年 78歳) 3月27日:静岡**地裁再審開始決定**、死刑と拘置の執行停止決定(**出獄**)

3月31日:**検察、東京高裁へ即時抗告**

9月10日:五点の衣類の発見直後の証拠開示(カラー写真ネガフィルム93枚)

2015年(平成27年 79歳) 1月30日:検察、書証28点を開示取調べ録音テープを開示

12月7日:高裁、本田鑑定の検証実験を決定

2017年(平成29年 81歳) 6月:鈴木鑑定人が最終意見書提出

9月26～27日:本田氏と鈴木氏との対質尋問

2018年(平成30年 82歳) 6月11日:**高裁、即時抗告を認め再審開始棄却**

6月18日:弁護団、**最高裁に特別抗告**

2020年(令和2年 84歳)

12月22日:**最高裁**は高裁決定は審理を尽くさなかったとし、**高裁に審理を差し戻し**た。

2021年(令和3年 85歳) 3月22日:差し戻し審で三者協議が開始される。

11月1日:弁護団が衣服の血痕の赤みが消失するメカニズムを示した鑑定書を高裁に提出。

2022年(令和4年 86歳)

12月2日:袴田の弁護団と東京高検が、それぞれ最終意見書を提出する。

2023年(令和5年 87歳)

3月13日:東京高裁が「犯人との認定に合理的な疑いが生じる」と**再審開始を決定**。証拠捏造の可能性に言及した。

3月20日:東京高検は特別抗告を断念。静岡地裁での**再審開始が確定**。

7月10日:静岡地検は有罪立証の方針を静岡地裁に伝える。

10月27日:第1回再審公判、11月10日:第2回再審公判、11月20日:第3回再審公判

12月11日:第4回再審公判、12月20日:第5回再審公判、

2024年(令和6年 88歳)

1月16日:第6回再審公判、1月17日:第7回再審公判

(5月22日:最終結審予定、夏頃判決か)

(2024年2月7日)